

保医発 0831 第 3 号
令和 3 年 8 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和 3 年厚生労働省告示第 324 号）が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）の VI に規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大白歯 77 点

ロ 小白歯・前歯 48 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大白歯 27 点

ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大白歯 27 点

ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

イ 大白歯 33 点

ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき 69 点

M005 装着

1 歯冠修復物(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 17 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着(1歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 17 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11 点
 - ロ 複雑なもの 29 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 10 点
 - b 複雑なもの 26 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9 点
 - b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4 点
 - ロ 複雑なもの 11 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 4 点
 - b 複雑なもの 10 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 4 点
 - b 複雑なもの 10 点

3 歯科充填用材料 III

2 点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

キーパーを装着した金属歯冠修復は2又は4の材料料、キーパーの材料料及びキーパーの装着の材料料の合計により算定する。

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 834 点
- (2) 4分の3冠 1,042 点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 355 点
 - b 複雑なもの 656 点
 - ロ 5分の4冠 825 点
 - ハ 全部金属冠 1,039 点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 241 点
 - b 複雑なもの 480 点
 - ロ 4分の3冠 593 点
 - ハ 5分の4冠 593 点
 - ニ 全部金属冠 744 点

4	銀合金	
(1)	大白歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	20 点
b	複雑なもの	35 点
ロ	5分の4冠	46 点
ハ	全部金属冠	56 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	13 点
b	複雑なもの	26 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	32 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	32 点
ニ	全部金属冠	41 点
5	純チタン2種	66 点
6	キーパー	233 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	926 点
2	銀合金を用いた場合	90 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点
M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	
1	CAD/CAM冠用材料（I）	228 点
2	CAD/CAM冠用材料（II）	254 点
3	CAD/CAM冠用材料（III）	442 点
4	CAD/CAM冠用材料（IV）	576 点
	注 CAD/CAM冠用材料（III）を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料（II）により算定する。	
M016	乳歯冠（1歯につき）	
1	乳歯金属冠	30 点
2	その他の場合	
	乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1歯につき	2 点
M016-3	既製金属冠（1歯につき）	29 点
M017	ポンティック（1歯につき）	
1	鋳造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	1,196 点
ロ	小白歯	901 点

(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	45 点
2 レジン前装金属ボンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	719 点
ロ 小臼歯	901 点
ハ 大白歯	1,196 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	58 点
ロ 小臼歯	58 点
ハ 大白歯	58 点
M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき）	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1 床につき）	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	39 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,142 点
ロ 犬歯・小臼歯	929 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	929 点
ロ 犬歯・小臼歯	713 点
ハ 前歯（切歯）	549 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	956 点
ロ 犬歯・小臼歯	748 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	656 点
ロ 犬歯・小臼歯	571 点
ハ 前歯（切歯）	529 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	570 点

(2) 二腕鉤（レストつき）	441 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	265 点
(2) 犬歯・小白歯	285 点
(3) 大臼歯	328 点
2 鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	46 点
(2) 犬歯・小白歯	46 点
(3) 大臼歯	46 点
M023 バー（1 個につき）	
1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,533 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	39 点
M029 有床義歯修理（1 床につき）	
磁石構造体	777 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合（1 顎につき）	
1 シリコーン系	168 点
2 アクリル系	100 点